

平成 17 年 10 月 18 日

会社名 大黒天物産株式会社  
代表者 代表取締役社長 大賀 昭司  
( J A S D A Q ・ コード 2 7 9 1 )  
問合せ先 取締役経営企画室長 川田 知博  
( TEL : 086-435-1100 )

## ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 10 月 18 日開催の取締役会において、当社第 19 回定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び同第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込金額その他の未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成 17 年 11 月 1 日に決定する予定です。

### 記

- |   |   |
|---|---|
| 1. 新株予約権の発行日                              | 平成 17 年 11 月 1 日を予定   |
| 2. 新株予約権の発行数                              | 200 個（新株予約権 1 個につき 100 株）   |
| 3. 新株予約権の発行価額                             | 無償で発行する。  |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数                    | 当社普通株式 20,000 株   |
| 5. 新株予約権の行使に際しての払込金額                      | 未定  |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額              | 未定  |
| 7. 新株予約権の行使期間                             | 平成 19 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで   |
| 8. 新株予約権の行使の条件                            | (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または社員でなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは社員が定年により退職した場合には、この限りではない。<br>(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。<br>(3) その他の条件は、当社第 19 回定時株主総会及び平成 17 年 10 月 18 日開催の取締役会決議に基づき、当社及び新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| 9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本組入額 | 未定  |
| 10. 申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳                    | 当社の社員<br>合計 53 名  |

以 上